

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年 7月21日

佐賀県公安委員会委員長 溝 上 泰 弘

佐賀県公安委員会規則第 8 号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>（道路の使用の許可）</p> <p><b>第13条</b> 法第77条第 1 項第 4 号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は人の移動の用に供するロボットの実証実験をすること。</p>	<p>（道路の使用の許可）</p> <p><b>第13条</b> 法第77条第 1 項第 4 号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、<u>人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転機能を有する自動車（運転者が遠隔の場所から運転操作するものに限る。）</u>を走行させる実証実験をすること。</p>												
<p><b>別表第 1 の 3</b>（第 8 条の 2 関係）</p>	<p><b>別表第 1 の 3</b>（第 8 条の 2 関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 1054 506 1102">路線名</th> <th data-bbox="506 1054 1102 1102">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 1102 506 1150">略</td> <td data-bbox="506 1102 1102 1150"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1150 506 1351">一般国道498号</td> <td data-bbox="506 1150 1102 1351"> <u>武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番 1 まで</u>  <u>伊万里市大坪町字戸次郎谷丙201番から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u> </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般国道498号	<u>武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番 1 まで</u> <u>伊万里市大坪町字戸次郎谷丙201番から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1054 1429 1102">路線名</th> <th data-bbox="1429 1054 2024 1102">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1102 1429 1150">略</td> <td data-bbox="1429 1102 2024 1150"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1150 1429 1351">一般国道498号</td> <td data-bbox="1429 1150 2024 1351"> <u>武雄市北方町大字大崎字面戸町1284番 1 から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u>            鹿島市大字常広字田代71番10から嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1691番 1 まで         </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般国道498号	<u>武雄市北方町大字大崎字面戸町1284番 1 から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u> 鹿島市大字常広字田代71番10から嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1691番 1 まで
路線名	区間												
略													
一般国道498号	<u>武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番 1 まで</u> <u>伊万里市大坪町字戸次郎谷丙201番から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u>												
路線名	区間												
略													
一般国道498号	<u>武雄市北方町大字大崎字面戸町1284番 1 から伊万里市大坪町字松ノ木原乙362番 5 まで</u> 鹿島市大字常広字田代71番10から嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1691番 1 まで												

改正前		改正後	
	鹿島市大字常広字田代71番10から嬉野市塩田町大字馬場下字町浦甲1691番1まで		
略		略	
県道鍋島停車場線	略	県道鍋島停車場線	略
県道鍋島停車場東山田線	略	県道上伊万里停車場線	伊万里市大坪町字地北乙1713番1から伊万里市大坪町字堂ノ前丙2071番1まで
略		県道鍋島停車場東山田線	略
県道千々賀神田線	略	略	
県道北方朝日線	武雄市北方町大字大崎字面戸町1284番1から武雄市朝日町大字中野字中小路10263番11まで	県道千々賀神田線	略
市道大財町北島線	略	市道大財町北島線	略
略		略	
市道妙見満島線	略	市道妙見満島線	略
市道毘沙門線	略	市道古賀上伊万里線	伊万里市大坪町字笑川乙5070番7から伊万里市大坪町字地北乙1713番1まで
略		市道毘沙門線	略
		略	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。